

国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizait> 2020.5.7

関係者各位

経済産業省より、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における予算・税制措置に関して、今回は先週成立した補正予算等に伴い講じる施策のうち、各事業所の皆様のご関心の高い、①持続化給付金、②民間金融機関における実質無利子・無担保融資、③税制上の措置の3点についてお伝えさせていただきます。

① 持続化給付金について

5月1日（金）より申請受付を開始しました。新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、電子申請を原則としています。詳細は「持続化給付金」の事務局 HP をご確認ください。 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

また、経済産業省 HP でも申請要領や、よくあるお問い合わせなどを公開しております。こちらも併せてご確認ください。 <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

② 民間金融機関における実質無利子・無担保融資について

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、中小企業者への資金繰り支援を強化するため、5月1日（金）より順次各都道府県等にて、民間金融機関における実質無利子・無担保融資を開始しております。この制度の開始に伴い、融資を受けるために必要なセーフティネット保証・危機関連保証の認定に関する運用を緩和します。経済産業省 HP にて詳細を公表しましたので、ご確認ください。

ニュースリリース <https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008.html>

民間金融機関における実質無利子・無担保融資の概要

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008-1.pdf>

③ 税制上の措置について

国税庁、総務省、厚生労働省が税制措置に関して情報を公開しております。以下 HP をご確認ください。なお、税制上の措置をまとめた一覧表を別に添付させていただきます。こちらも併せてご活用頂ければ幸いです。

◎ 国税に関する措置

[aisaku/index.htm](https://www.aisaku/index.htm)

トップページ>新型コロナウイルス感染症に関する対応等について>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

◎地方税に関する措置

総務省 HP https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

トップページ>新型コロナウイルス感染症対策関連>地方行財政>地方税制

◎社会保険料に関する措置

厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

トップページ>社会保険料の納付等について